

新	旧
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>利用者支援事業の実施について</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>利用者支援事業の実施について</p>
<p>標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対しで周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p> <p>別紙</p>	<p>標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対しで周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p> <p>別紙</p>

- | | | | |
|---------|--|---------|--|
| 1 事業の目的 | 利用者支援事業実施要綱
(略) | 1 事業の目的 | 利用者支援事業実施要綱
(略) |
| 2 実施主体 | (略) | 2 実施主体 | (略) |
| 3 事業の内容 | (略) | 3 事業の内容 | (略) |
| 4 実施方法 | 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。
(1) 基本型
①～③ (略) | 4 実施方法 | 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。
(1) 基本型
①～③ (略) |

			④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～ク (略)
④ 業務内容 <u>配慮が必要な子育て家庭等への支援</u>	④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～ク (略) <u>(新規)</u>		
（2）特定型 ① (略) ② 実施要件 以下のいづれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から <u>令和元年</u> の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から <u>令和元年</u> の各年10月1日時点のいづれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が <u>平成31</u> 年4月1日時点において100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から <u>平成31</u> 年の各年4月1日時点のいづれかの待機児童数が50人以上であること。	（2）特定型 ① (略) ② 実施要件 以下のいづれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から <u>平成30</u> 年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から <u>平成30</u> 年の各年10月1日時点のいづれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が <u>平成30</u> 年4月1日時点において100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から <u>平成30</u> 年の各年4月1日時点のいづれかの待機児童数が50人以上であること。		
（2）特定型 ① (略) ② 実施要件 以下のいづれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から <u>令和元年</u> の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から <u>令和元年</u> の各年10月1日時点のいづれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が <u>平成31</u> 年4月1日時点において100以上であること。 ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から <u>平成31</u> 年の各年4月1日時点のいづれかの待機児童数が50人以上であること。	（2）特定型 ① (略) ② 実施要件 以下のいづれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から <u>平成30</u> 年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。	（2）特定型 ① (略) ② 実施要件 以下のいづれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から <u>平成30</u> 年の各年10月1日時点のいづれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が <u>平成30</u> 年4月1日時点において100以上であること。	（2）特定型 ① (略) ② 実施要件 以下のいづれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ア 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成25年から <u>平成30</u> 年の各年10月1日時点のいづれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。 イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が <u>平成30</u> 年4月1日時点において100以上であること。

⑤ 業務内容	新	⑤ 業務内容
(1) ④に準じることとする。ただし、(1) ④のア、オ、力、キ、ク及びケについては、主として地域における保育所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) ④のイについて必ずしも実施を要しない。	(1) ④に準じることとする。ただし、(1) ④のア、オ、力、キ、ク及びケについては、主として地域において実施し、所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) ④のイについて必ずしも実施を要しない。	
(1) ④の力(ア)については、「(2) ④のイの専任職員に加えて、④のアを満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。	(1) ④の力(ア)については、「(2) ④のイの専任職員に加えて、④のアを満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。	
(3) 母子保健型 ①～③ (略) ④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～オ (略)	(3) 母子保健型 ①～③ (略) ④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～オ (略) <u>力 配慮が必要な子育て家庭等への支援</u> <u>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</u> <u>(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。</u> <u>(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。</u>	
⑤ 関係機関等との連携	(略)	5 関係機関等との連携 (略)
6 留意事項 (1)～(9) (略)	6 留意事項 (1)～(9) (略)	5 関係機関等との連携 (略)
7 費用 【別添】 (略)	7 費用 (略) 【別添】 (略)	6 留意事項 (1)～(9) (略)

地域子育て支援拠点事業実施要綱新規別添)

新	旧
<p>雇児発 0529第18号 平成26年5月29日</p> <p>一次改正 雇児発 0521第13号 平成27年5月21日</p> <p>二次改正 雇児発 0403第18号 平成29年4月3日</p> <p>三次改正 子発 0627第2号 平成30年6月27日</p> <p>四次改正 子発※第※号 令和2年※月※日</p>	<p>雇児発 0529第18号 平成26年5月29日</p> <p>一次改正 雇児発 0521第13号 平成27年5月21日</p> <p>二次改正 雇児発 0403第18号 平成29年4月3日</p> <p>三次改正 子発 0627第2号 平成30年6月27日</p>

地域子育て支援拠点事業実施要綱

地域子育て支援拠点事業実施要綱

別紙

1 事業の目的

(略)

1 事業の目的

(略)

2 実施主体

(略)

2 実施主体

(略)

3 事業の内容

(略)

3 事業の内容

(略)

4 実施方法

(1) (略)

4 実施方法

(1) (略)

①～⑥ (略)

(2) 一般型
①～⑥ (略)

⑦ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。

(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑧ 経過措置 (小規模型指定施設)

(略)

⑦ 経過措置 (小規模型指定施設)

(略)

<p>(3) 連携型 ①～④ (略) <u>⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援</u></p> <p><u>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができますものとし、この場合について別途加算の対象とする。</u></p> <p><u>(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。</u></p> <p><u>(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。</u></p>	<p>(3) 連携型 ①～④ (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができますものとし、この場合について別途加算の対象とする。</u></p> <p><u>(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。</u></p> <p><u>(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。</u></p>
<p>5 留意事項 (略)</p>	<p>5 留意事項 (略)</p>
<p>6 費用 (略)</p>	<p>6 費用 (略)</p>

「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について」新旧対照表（案）

改正後		改正前	
別 紙	別 紙	別 紙	別 紙
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱
(通則)	(通則)	(通則)	(通則)
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
(交付の目的)	(交付の目的)	(交付の目的)	(交付の目的)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
(交付の対象)	(交付の対象)	(交付の対象)	(交付の対象)
3 この補助金の交付の対象は、以下の事業とする。	3 この補助金の交付の対象は、以下の事業とする。	3 この補助金の交付の対象は、以下の事業とする。	3 この補助金の交付の対象は、以下の事業とする。
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 職員の賃質向上・人材確保等研修事業	(2) 職員の賃質向上・人材確保等研修事業	(2) 職員の賃質向上・人材確保等研修事業	(2) 職員の賃質向上・人材確保等研修事業
平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の賃質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める以下の事業	平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の賃質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める以下の事業	平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の賃質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める以下の事業	平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の賃質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める以下の事業
ア 保育の質の向上のための研修等事業	ア 保育の質の向上のための研修等事業	ア 保育の質の向上のための研修等事業	ア 保育の質の向上のための研修等事業
イ 保育士等キャリアアップ研修事業	イ 保育士等キャリアアップ研修事業	イ 保育士等キャリアアップ研修事業	イ 保育士等キャリアアップ研修事業
ウ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業	ウ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業	ウ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業	ウ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
エ 多様な保育研修事業	エ 多様な保育研修事業	エ 多様な保育研修事業	エ 多様な保育研修事業
オ 放課後児童支援員等研修事業	オ 放課後児童支援員等研修事業	オ 放課後児童支援員等研修事業	オ 放課後児童支援員等研修事業
カ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業	カ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業	カ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業	カ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業
キ 認可外の居宅訪問型保育研修事業	キ 認可外の居宅訪問型保育研修事業	キ 認可外の居宅訪問型保育研修事業	キ 認可外の居宅訪問型保育研修事業
(交付額の算定方法)	(交付額の算定方法)	(交付額の算定方法)	(交付額の算定方法)
4 (略)	4 (略)	4 (略)	4 (略)
(交付の条件)	(交付の条件)	(交付の条件)	(交付の条件)
5 (略)	5 (略)	5 (略)	5 (略)
(申請手続)	(申請手續)	(申請手續)	(申請手續)
6 (略)	6 (略)	6 (略)	6 (略)
(変更申請手続)	(変更申請手続)	(変更申請手続)	(変更申請手續)
7 (略)	7 (略)	7 (略)	7 (略)
(交付決定までの標準的期間)	(交付決定までの標準的期間)	(交付決定までの標準的期間)	(交付決定までの標準的期間)
8 (略)	8 (略)	8 (略)	8 (略)

6
資料

		(補助金の概算払)
9	(略)	9 (略)
		(実績報告)
1 0	(略)	1 0 (略)
		(額の確定)
1 1	(略)	1 1 (略)
		(補助金の返還)
1 2	(略)	1 2 (略)
		(その他)
1 3	(略)	1 3 (略)

別表1
(直接補助事業)

別表1
(直接補助事業)

(直接補助事業)					
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	3基準額	4対象経費
子育て支援員研修事業	子育て支援員研修事業	厚生労働大臣が認めた額	子育て支援員研修事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「子育て支援員研修事業実施要綱」の8に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))	厚生労働大臣が認めた額	子育て支援員研修事業に必要な報酬、賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「子育て支援員研修事業実施要綱」の8に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))
職員の資質向上・人材確保等研修事業	職員の資質向上・人材確保等研修事業	保育の質の向上のための研修等事業	保育の質の向上のための研修等事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「保育の質の向上のための研修等事業実施要綱」の(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))	厚生労働大臣が認めた額	保育の質の向上のための研修等事業に必要な報酬、賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「保育の質の向上のための研修等事業実施要綱」の(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))
保育士等キャリアアップ研修事業	保育士等キャリアアップ研修事業	厚生労働大臣が認めた額	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))	厚生労働大臣が認めた額	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、賞金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))
保育士等キャリアアップ研修事業	保育士等キャリアアップ研修事業	厚生労働大臣が認めた額	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))	厚生労働大臣が認めた額	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、賞金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金)(ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。))

<p>新規卒業者の確保 、就業継続支援事業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>	<p>新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、 給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、 職員手当等、会計年度任用職員へ支給されるものに限 る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金 ）（ただし、「新規卒業者の確保、就業継続支援事業 実施要綱」の6（2）に定める研修受講者の実費負担 相当額等を除く。）</p> <p>多様な保育研修事 業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>	<p>新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、 給料、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金 ）（ただし、「新規卒業者の確保、就業継続支援事業 実施要綱」の6（2）に定める研修受講者の実費負担 相当額等を除く。）</p> <p>多様な保育研修事 業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>
<p>新規卒業者の確保 、就業継続支援事業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>	<p>新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、 給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、 職員手当等、会計年度任用職員へ支給されるものに限 る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金 ）（ただし、「多 様な保育研修事業実施要綱」の7に定める研修受講者 の実費負担相当額等を除く。）</p> <p>多様な保育研修事 業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>	<p>新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、 給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、 職員手当等、会計年度任用職員へ支給されるものに限 る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金 ）（ただし、「多 様な保育研修事業実施要綱」の7に定める研修受講者 の実費負担相当額等を除く。）</p> <p>放課後児童支援員 等研修事業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>
<p>新規卒業者の確保 、就業継続支援事業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>	<p>新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、 給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、 職員手当等、会計年度任用職員へ支給されるものに限 る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金 ）（ただし、「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」のIの 7、IIの6、IIIの5及びIVの6に定める研修受講者の 実費負担相当額等を除く。）</p> <p>放課後児童支援員 等研修事業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>	<p>新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、 給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、 職員手当等、会計年度任用職員へ支給されるものに限 る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通 信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金 ）（ただし、「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」のIの 7、IIの6、IIIの5及びIVの6に定める研修受講者の 実費負担相当額等を除く。）</p> <p>放課後児童支援員 等研修事業</p> <p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1／2</p>

ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー 援助を行う会員研修事業に必要な報酬、経料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運賃費、広告料）、委託料、使用料及び借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱」の7に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	厚生労働大臣が認めた額 認可外の居宅訪問型保育研修事業に必要な報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運賃費、広告料）、委託料、使用料及び借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」の7に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	1／2 厚生労働大臣が認めた額 「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業に必要な報酬、金銭報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運賃費、広告料）、委託料、使用料及び借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱」の5に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 厚生労働大臣が認めた額 「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業に必要な報酬、金銭報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運賃費、広告料）、委託料、使用料及び借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱」の5に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	厚生労働大臣が認めた額 「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業に必要な報酬、金銭報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運賃費、広告料）、委託料、使用料及び借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱」の5に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	1／2 厚生労働大臣が認めた額 「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業に必要な報酬、金銭報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運賃費、広告料）、委託料、使用料及び借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「アミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱」の5に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）

別表2
(間接補助事業)

別表2
(間接補助事業)

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5割率
職員の賃金上、保育士等キャリアアップ研修事業 人材確保等研修事業	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、賞金 (会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等 報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水費)、役務費 、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運 搬費、廣告料)、委託料、使用料及び販售料、備品購 入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱 」の4(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等 を除く。)	1／2
多様な保育研修事業	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額	多様な保育研修事業に必要な報酬、賞金、報償費、共 済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印 刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、廣告料)、委託料、使用料及び販售料、備品購入費 、「多様な保育研修事業実施要綱」の7に定める研修 受講者の実費負担相当額等を除く。)	1／2
認可外の居宅訪問型保育研修事業	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額	認可外の居宅訪問型保育研修事業に必要な報酬、給料 (会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等 報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水費) 、印刷製本費、廣告料)、委託料、使用料及び販售料、備品購 入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) ただし、「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱 」の7に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く 。)	1／2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5割率
職員の賃金上、保育士等キャリアアップ研修事業 人材確保等研修事業	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、賞金 報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費 、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運 搬費、廣告料)、委託料、使用料及び販售料、備品購 入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱 」の4(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等 を除く。)	1／2
多様な保育研修事業	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額	多様な保育研修事業に必要な報酬、賞金、報償費、共 済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印 刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、廣告料)、委託料、使用料及び販售料、備品購入費 、「多様な保育研修事業実施要綱」の7に定める研修 受講者の実費負担相当額等を除く。)	1／2

(都道府県・市町村名)

(元号) 年度子乙巳·子音乙支援体制整備綜合推進事業費国庫補助金所要額開示

別表1(別紙様式第2圖例)

(普通財具·市面材料)

(元号) 年庚子乙巳·子首乙亥撰体制鑄銅紀合推進事業費國庫輔助金所要額開書

別表1(別紙様式第2圖例)

卷之三

1.1. 子育て支援員研修事業（総括表）～5～3. 多様な保育研修事業（間接補助事業分） 国庫補助金所要額明細書（略）

卷之六

1.1. 子育て支援員研修事業（総括表）～5～3. 多様な保育研修事業（間接補助事業分）
国庫補助金所要額明細書（略）

1. (2)機材、①(機器)委託料の場合は、②(委託先)委託料を支払う。
2. (3)機材、研修会場等の運営料を支払う。
3. (4)機材、実施委託料を支払う。
4. (5)機材、研修受講料(予定)者の実費を算入する。
5. (6)機材、⑦、⑧、⑨(機器)合計料を支払う。

(記載上の注意)

No.	(直営・委託の別)	委託先	研修会場等 (予定)費用	研修会場等 (予定)費用	機材等 委託料	機材等 支払額	その他 支払額	合計
5								
4								
3								
2								
1								

(記載用紙・指定都市名)

(1)放課後児童支援員等研修事業(総括表)

6. 放課後児童支援員等研修事業(総括表)

別表2 (別紙様式第2関係)

1. (2)機材、①(機器)委託料の場合は、②(委託先)委託料を支払う。
2. (3)機材、研修会場等の運営料を支払う。
3. (4)機材、実施委託料を支払う。
4. (5)機材、研修受講料(予定)者の実費を算入する。
5. (6)機材、⑦、⑧、⑨(機器)合計料を支払う。

(記載上の注意)

No.	(直営・委託の別)	委託先	研修会場等 (予定)費用	研修会場等 (予定)費用	機材等 委託料	機材等 支払額	その他 支払額	合計
5								
4								
3								
2								
1								

(記載用紙・指定都市・中核市名)

(1)放課後児童支援員等研修事業(総括表)

6. 放課後児童支援員等研修事業(総括表)

別表2 (別紙様式第2関係)

別表2(別紙様式第2関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業
(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業(個票)

放課後児童支援員認定資格研修事業計画書

(1) No. _____
(2) 委託先名称 _____
(3) 研修開催場所 _____(4) 支出予定額内訳表
(単位:円)

費　目	対象経費の支出予定額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小　計		
認定事務等に必要な経費		
小　計		
その他必要な経費		
小　計		
合　計		

(記載上の注意)

1. 本表は、「総括表」(1)の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」(1)の最左欄の番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」(1)の7欄、8欄、9欄にそれぞれ一致していること。
4. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」(1)の7欄、8欄、9欄にそれぞれ一致していること。

別表2(別紙様式第2関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業
(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員認定資格研修事業計画書

(1) No. _____
(2) 委託先名称 _____
(3) 研修開催場所 _____(4) 支出予定額内訳表
(単位:円)

費　目	対象経費の支出予定額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小　計		
認定事務等に必要な経費		
小　計		
その他必要な経費		
小　計		
合　計		

(記載上の注意)
1. 本表は、「総括表」(1)の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」(1)の最左欄の番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」(1)の7欄、8欄、9欄にそれぞれ一致していること。
4. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」(1)の7欄、8欄、9欄にそれぞれ一致していること。

(5)研修の実施内容		
	実施内容	実施の有無 (新規)
1	「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日屋児幸0521第19号)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業の別紙に定める研修のシラバスに則った科目、科目内容及び研修時間としているか。	
2	放課後児童支援員認定資格研修の教材に放課後児童クラブ運営指針及び放課後児童クラブ運営指針解説書を使用しているか。	
3	1回の認定資格研修の定員は、おおむね100人程度としているか。 上記で×と回答した場合は理由を記載。	
4	1回の認定資格研修の期間は、原則2～3か月以内で実施することとしているか。 上記で×と回答した場合は理由を記載。	
5	【設問4で「×」と回答した場合のみ】 1回の認定資格研修の期間は、6か月以内で実施することとしているか。	
6	講師はシラバスの講師要件に合致した者としているか。 (記載上の注意) 1. 「実施の有無」欄は「○」又は「×」のいずれかを記入すること。 2. 「実施内容」欄1、2、5、6については、「×」を記載した場合、面倒補助を受けることはできないこと。 3. 「実施内容」欄3及び4については、「実施の有無」欄に「×」と記載した場合、理由を記載すること。	

別表2 (別紙様式第2関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業 (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業 (個票) ~ 7. ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (個票) (略)
- 別表2 (別紙様式第2関係)
6. 放課後児童支援員等研修事業 (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業 (個票) ~ 7. ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (個票) (略)

(新規)

(算玉の上算)

(都道府県・道府県市・中核市名)

8-1. 非可外の居宅訪問型保健助理事業(直接輔助事業分)

別表2(別紙様式第2号(系))

8-1 認可外の居宅訪問型保育研修事業(直接補助事業分)(個別)

(新規)

認可外の居宅訪問型保育研修事業計画書

- (1) № _____
 (2) 研修実施事業者(所)名 _____
 (3) 研修開催場所 _____
 (4) 支出予定額内訳表

費 用 目	対象経費の支出予定額	積 算 内 容
研修開催に必要な経費		
小計		
認定事務等に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(印鑑上の注意)

- 本表は、別表2の8-1の各行ごとに作成すること。
1. 1には、別表2の8-1の最左欄の通し番号を記入すること。
3. (4)の費目欄の各添字の小計は、別表2の8-1の⑧欄、⑨欄にそれぞれ一致していること。

(新規)

第二十章

(都道府県・指定都市・中核市名)

8-2. 離開公司外的居宅訪問型失能照護服務事業（間接輔導事業分）

別表2(別紙様式第2圖案)

認可外の居宅訪問型保育研修事業計画書

(新規)

(1) № _____

(2) 研修実施事業者(所)名 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 支出予定額内訳表

(単位:円)

費 用 目	対象経費の支出予定額	繰 算 内 計
研修開催に必要な経費		
小 計		
認定事務等に必要な経費		
小 計		
その他必要な経費		
小 計		
合 計		

【備考欄】

1. 本表は別表2の8-2の各行ごとに作成すること。

2. (1)には、別表2の8-2の最左欄の直書きを記入すること。

3. (4)の費目欄の各経費の小計は、別表2の8-2の8欄、9欄、10欄にそれぞれ一致していること。

(新規)

(普通財產·指定財產·中級財產)

8-3. 指定外の電子証明書を用いて署名(暗号署名等) 国庫補助金において要請の履歴

別表2(別紙様式第2圖案)

別表1(別紙様式第6圖例)

元号) 年號子乙巳:子晉(文淵閣編修公推選畢業資國庫輔助金發獎助學銀兩

(注) 判表2付、別紙様式2別表2を準用する。

2020-2021 学年上学期高二历史必修一模块综合测试卷

(注) 判斷2次、則無條件2次判斷2次運用方法

附表1(別紙様式第6圖係)

別表2 (別紙様式第10関係)
1 子育て支援員研修事業(総

国庫補助金所要額明細書(略)
事業分担額(簡括表)～5-3、多様な保育研修事業

(都道府県・市町村名)

(元号) 年度子之书・子育て支援体制整備統合推進事業費国庫補助金精算書

別表1(別紙様式第10圖例)

(都道府県・市町村名)

(元号) 年庚子乙巳。子音乙亥撰本制鑄銅絲合推進事業籌資國庫輔助金精算書

別表1(別紙様式第10圖例)

別表2 (別紙様式第10関係)

(都道府県・指定都市名)

6. 放課後兒童文娛員認定資格評核事項
(總括表)

別表2(別紙様式第10圖例)

(都道府県・指定都市・中核市名)

(1) 放課後兒童文學研究會定期舉辦研討會
6. 放課後兒童文學研究會定期舉辦研討會 (能語表)

別表2(別紙様式第10圖例)

別表2(別紙様式第10関係)

別表2 別紙様式第10関係

別表2(別紙様式第10関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業
(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業(個票)

放課後児童支援員認定資格研修事業実績報告書

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

費目	対象経費の実支出額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小計		
認定事務等に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(記載上の注意)

1. 本表は、「総括表」(1)の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」(1)の最左欄の「通し番号」を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」(1)の⑦欄、⑧欄、⑨欄にそれぞれ一致していること。

別表2(別紙様式第10関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業
(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業(個票)

放課後児童支援員認定資格研修事業実績報告書

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

費目	対象経費の実支出額	積算内訳
研修開催に必要な経費		
小計		
認定事務等に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合計		

(記載上の注意)
1. 本表は、「総括表」(1)の各行ごとに作成すること。
2. (1)には、「総括表」(1)の最左欄の「通し番号」を記入すること。
3. (4)の費目欄の各経費の小計は、「総括表」(1)の⑦欄、⑧欄、⑨欄にそれぞれ一致していること。

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業(個票)

(3) 研修開催場所

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(1) No. _____

(2) 委託先名称 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 対象経費の実支出額
(単位:円)

(5)研修の実施内容

	実施内容	実施の有無
1	「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について(平成27年5月21日履証第521第19号)の別添5 放課後児童支援員等研修事業実施要綱のI 放課後児童支援員認定資格研修事業の別紙に定める研修のシラバスに則った科目、科目内容及び研修時間としたか。」	
2	放課後児童支援員認定資格研修の教材に放課後児童クラブ運営指針及び放課後児童クラブ運営指針解説書を使用したか。	
3	1回の認定資格研修の定員は、おおむね100人程度としたか。 上記で×と回答した場合は理由を記載	
4	1回の認定資格研修の期間は、原則2~3か月以内で実施したか。 上記で×と回答した場合は理由を記載	
5	【設問4で「×」と回答した場合のみ】 1回の認定資格研修の期間は、6か月以内で実施したか。	
6	講師はシラバスの講師要件に合致した者としたか。	

（記載上の注意）

1. 「実施の有無欄は「○」又は「×」のいずれかを記載すること。
2. 「実施内容欄1.2.5.6」については、「×」を記載した場合、国庫補助を受けることはできないこと。
3. 「実施内容欄3及び4」については、「実施の有無欄に「×」と記載した場合、理由を記載すること。

別表2 (別紙様式第10関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業 (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業 (個票) ~ 7. ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (個票) (略)

別表2 (別紙様式第10関係)

6. 放課後児童支援員等研修事業 (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業 (個票) ~ 7. ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (個票) (略)

(新規)

1. 2回目、技术で世界を掌握する「世界の名取」が人生を失う所。
2. 4回目、「基礎研究」と「アート」で「技術」。
3. 5回目、実験狂で「回路設計」。
4. 6回目、研究者たる人間を教訓。
5. 7回目、(9)①の題の合意をなす。
6. 7回目、(9)①の題の合意をなす。

(計算上の注意)

(都道府県・指定都市・中核市名)

8-1. 離可外の居宅訪問型保健師修事業(直接輔助事業分)

附表2(附錄樣式第10題條)

8-1. 認可外の住宅訪問型保育研修事業(直接補助事業分)(個別)

認可外の住宅訪問型保育研修事業実績報告書

(1) № _____

(2) 研修実施事業者(所)名 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 実支出額内訳表

費 用 目	対象経費の実支出額	積 算 内 計
研修開催に必要な経費		
小計		
認定事務等に必要な経費		
小計		
その他必要な経費		
小計		
合 計		

(記載上の注意)

1. 本表は、別表2の8-1の各行ごとに作成すること。

2. (1)には、別表2の8-1の最左欄の通し番号を記入すること。

3. (4)の書類別の各経費の小計は、別表2の8-1の⑧欄、⑨欄、⑩欄にそれぞれ一致していること。

(新規)

3. ⑤體積、実施延べ回数を記録する。
4. ⑥體積、班間受験器の実人見数を記録する。
5. ⑦體積、⑧、⑨、⑩體積の合計を記録する。

(宣王(0丁蓮隱))

(都道府県・指定都市・中核市名)

8-2. 跟可外①居電動器型保育班修事業(間接輔助事業分)

附表2(附錄樣式第10題目)

8-2. 認可外の住宅訪問型保育研修事業(間接補助事業区分)(個別)

認可外の住宅訪問型保育研修事業実績報告書

(1) No. _____

(2) 研修実施事業者(所)名 _____

(3) 研修開催場所 _____

(4) 実支出額内記表

(単位:円)

費　　目	対象経費の実支出額	積算内訳
研修開催に必要な経費	小計	
認定事務等に必要な経費	小計	
その他必要な経費	小計	
合　　計		

(記載上の注意)

1. 本表は、別表2の8-2の各行ごとに作成すること。
 2. (1)には、別表2の8-2の最左欄の通し番号を記入すること。
 3. (4)の費目欄の各経費の小計は、別表2の8-2の⑥欄、⑨欄、⑩欄にそれぞれ一致していること。

(新規)

1. E圖層上點，直生髮大毛髮要一點點，點到頭髮跟人太遠了。
2. E圖層上點，C圖層及D圖層回頭髮跟人太遠了。
3. G圖層上點，D圖層及E圖層回頭髮跟人太遠了。
4. G圖層上點，C圖層及D圖層回頭髮跟人太遠了。
5. G圖層上點，G圖層回頭髮跟人太遠了。(1. 000用來調的頭髮效果比其他效果好。) 2. 调整滑块。

(算玉の王集記)

(圖說序、指揮錄、中級市場) 8-3. 電子琴教學與彈奏指法教學(圖說與教學示範)(圖說與教學示範)

別表2(別紙様式第10墨線)

